

平成30年度八王子市農業委員会第3回総会会議録

- 1 開催年月日 平成30年6月27日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時15分 から 午後4時10分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 番 石 川 研 | 2 番 原 島 元 義 |
| 3 番 荻 田 米 蔵 | 4 番 鈴 木 勝 久 |
| 5 番 久 保 良 政 | 6 番 栗 原 才 |
| 7 番 米 津 元 一 | 8 番 峯 尾 三 千 年 |
| 9 番 鈴 木 勇 次 | 10 番 有 竹 満 次 |
| 11 番 菱 山 史 郎 | 12 番 中 西 伸 夫 |
| 13 番 鳴 海 有 理 | 14 番 熊 澤 治 彦 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 三 上 正 治 |
| 17 番 内 田 茂 | 19 番 町 田 裕 通 |
| 20 番 井 上 正 芳 | 21 番 福 田 一 訓 |
| 22 番 門 倉 豊 | |

- 5 欠席委員 (1名)

18 番 金 子 文 利

- 6 事務局職員出席者

事務局長 廣 瀬 勉	課 長 音 村 昭 人
主 査 上 原 裕 之	主 査 黒 田 康 雄
主 任 上 村 剛	主 事 荻 原 健 太

平成30年度
八王子市農業委員会 第3回総会 議題

(平成30年6月27日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農地の権利移動許可について
- 第8 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第9 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第10 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第11 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第12 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第13 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第14 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第15 生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について

【報告案件】

- 第16 農地の権利取得の届出について

《午後2時15分開会》

議長 ただいまから、平成30年度八王子市農業委員会第3回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第18番金子文利委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
5月1日から5月31日までの届出分（8件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
5月1日から5月31日までの届出分（22件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。
第3「地目変更登記に係る証明に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。
第4「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（1件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(12件)

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」

譲受人は川口町に在住する夫婦。譲渡人は北野町に在住。

申請地は川口町にある土地1筆、登記簿地目は畑、現況は畑。面積は1,516㎡。

譲受人の経営地は合計5,204㎡、従事日数は200日。

譲受人である妻の農作業歴は40年、夫は20年。申請地では果樹類を栽培予定。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、報告いたします。6月11日、事務局とともに申請地の調査を行いました。併せて、譲受人の夫婦から、今後の営農計画について聞き取りを行いました。まず、今回購入することになった経緯ですが、申請地に接する市道を拡張する際に、所有者からこれ以上耕作ができないので売却したいとの話が出たそうです。ご主人は、長年、地元の郵便局の局長を務めていましたが、ちょうどこの3月で退職を迎え、農業に時間を取れるようになったことから、購入することにしたそう

です。譲受人夫婦は、所有する農地でウメ、クリを専門に栽培しています。今回取得する農地では、クリを栽培するとのことでした。申請地ですが、2年前まで一部で露地野菜を栽培していましたが、その後は耕作されないまま最低限の草刈りで管理されていました。南から北にかけて緩やかな傾斜がありますが、陽当たりは良く、果樹栽培に適した土地でした。現在、申請地は放置状態で、雑草が伸びはじめていました。ご主人は、取得後直ちに草刈りをしますと言っていました。果樹農家としての実績もあり、問題はないかと思えます。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。第6についてご質問はありませんか。

農業委員 近隣で大規模な住宅開発が進んでいますが、今回の許可と関係ありますか。

事務局 関係ありません。

議 長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

第7「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農地の権利移動許可について」

譲受人は小津町に在住。譲渡人は小津町に在住。

申請地は下恩方町にある土地1筆、登記簿地目は畑、現況は畑。面積は157㎡。

譲受人の経営地は合計5,622㎡、従事日数は300日。

譲受人の農作業歴は40年。申請地では葉菜、根菜、果樹を栽培予定。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは、報告いたします。6月11日、事務局とともに申請地の調査を行いました。併せて、譲受人から、今後の営農計画について聞き取りを行いました。申請地は譲渡人の母親が所有していますが、今回、生前贈与で譲り受けるとのことでした。実際のところ、当該農地は譲受人がすでに耕作しており、ピーマンやトウガラシが作付けされていました。自身が所有する農地ではキュウリ、ダイコン、ブロッコリーなどを栽培し、コンビニエンスストアに出荷しているとのことでした。譲受人は10年前に勤めていた会社を早期退職し、その後、農業に専念しているとのことでした。子どもの頃から両親の農作業を手伝い、会社勤めをしていたころも農業に従事してきました。ご本人のほか奥さんも農業経営に携わっており、申請地で耕作を続けることに問題はないかと思えます。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。第7についてご質問はありますか。

農業委員 当該地は市街化区域ということで、簡単に転用することが可能だと思われませんが、農地法第3条の許可後、何年間かは転用ができない等の規制はあるのでしょうか。それとも、許可後すぐにだとしても、転用届出を提出すれば、転用が可能なのでしょうか。また、対象となる土地が市街化調整区域と市街化区域で違いがあるかについても教えてください。

事務局 今回は市街化区域内の農地ですし、生産緑地でもありませんので、今後、転用の届出が出れば、転用が可能な場所ではあります。しかし、

今後の作付計画を記載して農業委員会の許可を得るものですので、当該地は引き続き農業経営の場として維持されるものと考えます。なお、農地法第3条では、市街化調整区域と市街化区域の違いはありません。

農業委員 法的な規制はないものの、ある程度の重みがあるものとして理解しました。譲受人の経営地である5,622㎡は、同じ市街化区域内にあるのでしょうか。近くにあれば、譲受人が経営している農地の状況を確認させていただきたいです。市街化調整区域内にあるのか、市街化区域内にあるのか、生産緑地指定されているのか、分かりましたら教えてください。

事務局 ほとんどの畑はご自宅の周辺にあります。当該地のすぐ南東の市街化区域内に1筆あります。

農業委員 農地が隣接していれば生産緑地の指定要件を満たすのではないかと思います。確認しました。

事務局 当該地は周辺農地と道路で分断されているため、指定要件を満たしません。

農業委員 条例を改正することで、一団の街区として生産緑地地区の指定ができるのであれば、ぜひ進めてもらいたいです。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第8「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可」を議題に

します。事務局より説明願います。

事務局

第8「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」

譲受人の所在地は中山。譲渡人は下恩方町に在住。

申請地は中山にある土地1筆、登記簿地目は田、面積は1,324㎡。農地の区分は第3種農地。事業計画は駐車場用地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、担当委員から報告いたします。

6月19日、事務局、東京都農業振興事務所の農地担当とともに現地調査を実施しました。その際、譲受人から転用計画を伺いました。今回の計画は、昭和54年から申請地の隣で保育園を運営する譲受人が、園児の送迎用及び職員の駐車場に転用しようとするものです。この保育園は、交通の便が悪いため、73世帯が通園に自家用車を使用していますが、園内に乗り降りできる駐車スペースがないため、送迎の時間帯には市道の渋滞を招き、警察から再三指導を受けているそうです。今回、29台分の駐車場を設けることで、完全とはいかないまでも、渋滞の解消につながるということでした。申請地ですが、現況は砂利敷きの駐車場となっていました。所有者の父が、農地法を理解しないまま15年程前に許可を得ずに転用したそうです。相続後、違反転用をしていることに気づき代理人に相談した結果、譲受人との間で今回の話が進んだということでした。市街化調整区域ですが、隣接する市道の向いは市街化区域です。東側及び南側には畑がありますが、コンクリートの水路で分断されていますので、今回の転用による影響はありません。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第9「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」
譲受人の所在地は打越町。譲渡人は西寺方町に在住。
申請地は上恩方町にある土地1筆、登記簿地目は畑、面積は323㎡。農地の区分は第2種農地。事業計画はイベント広場及び駐車場用地。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、報告いたします。
6月19日、推進委員、事務局とともに現地調査を実施しました。今回の計画は、譲受人が、隣接する建物や農地において四季折々の自然体験を行う際に、申請地をイベント広場及び駐車場として使用するものです。現在、譲受人は、自然と触れ合う体験や地域振興を実践する団体を主宰しています。農地法を十分に理解しないまま平成20年に申請地を借り受け、イベントの拠点として露天の集会場や駐車場に使用してきたそうです。イベントの際には40人から60人が集まることもあるそうです。今年3月の登記官照会がきっかけとなり、農地法の許可が必要であることを認識したそうです。しかし、ご本人の活動に欠かせない土地で農地への原状回復はできないことから、今回の許可申請に至りました。譲受人の活動では、炭焼き教室をはじめ春秋の「山菜祭

り」や「年末の餅つき大会」など、地域の魅力を伝えるさまざまなイベントが企画されています。今後は南に隣接する農地において、所有する農家さんの指導を受けながら農業体験を行う企画も考えているそうです。ここは農業振興地域ですが、傾斜地が多く陽当たりも悪いため、農業経営には非常に厳しい土地です。引き続き交流の拠点として使用できれば、地域の活性化にもつながるものと思われまますので、今回の農地転用はやむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第10「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は川口町、耕作面積は1,168.20㎡。相続開始年月日は平成29年9月30日。

相続人について、住所は川口町、年齢61歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は川口町にある2筆、合計1,168.20㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和46年4月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思ひます。

推進委員 それでは地区の担当委員として報告します。6月7日、事務局と対象

の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする農地はすべて生産緑地で、自宅のすぐ北側に隣接しています。願出地の生産緑地では、サツマイモ、ナス、ニンジン、ピーマン、ダイコン、ネギ、ジャガイモ、トマト、キュウリなどが栽培されており、肥培管理は良好でした。収穫物は主に自家消費するほか、近所の人に配っており、ジャガイモ、サツマイモについては5年程前から保育園の園児に収穫体験をさせているとのことでした。願出者は3月に定年退職し、現在は大学に勤務していますが、子供の頃から父親のもとで農業に携わっており、長年の技術を活かして、今後とも農業を続けていくとのことでした。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第11「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は式分方町、耕作面積は5,202.00㎡。相続開始年月日は平成30年1月10日。

相続人について、住所は式分方町、年齢77歳、被相続人との続柄は「妻」。適用を受けようとする農地は式分方町にある4筆、合計2,124.00㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和39年11月2日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし

たいと思います。

農業委員 それでは地区の担当委員として報告します。6月12日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする農地はすべて生産緑地で、自宅のすぐ北側にあります。願出地の生産緑地では、ウメ、クリ、トマト、ナス、トウモロコシ、スイカ、サトイモ、カボチャ、ネギ、ニンジン、モロヘイヤ、ピーマン、ダイコン、ジャガイモ、インゲンが栽培されており、肥培管理は良好でした。収穫物は主に自家消費するほか、親類や近所の人に配っているとのことでした。願出者は、夫との結婚がきっかけで、農業に携わるようになりました。長年の知識をもとに今後も農業を続けていくとのことでした。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第12「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は中野山王一丁目、耕作面積は2,857.00㎡。相続開始年月日は平成29年12月20日。

相続人について、住所は中野山王一丁目、年齢62歳、被相続人との続柄は「次男」。適用を受けようとする農地は中野山王一丁目にある1筆、中野町にある3筆、合計2,857.00㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和60年4月1日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。6月18日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。願出者は専業農家で、長年農業に従事して来ました。納税猶予の適用を受けようとする農地はすべて生産緑地で、キュウリ、ナス、トマト、ピーマン、サトイモなどが整然と作付けされていました。収穫物は道の駅、スーパー、農協の直売所に出荷しています。自宅の南側に隣接する農地については、一部に古い牛舎と農機具置き場が設置されています。当初、願出者はこの部分の生産緑地指定を解除するつもりでした。前回の総会において、主たる従事者の証明について審議したところですが、しかし、この地区一体は区画整理にかかっている、前回の総会の後に願出者が区画整理の所管に相談したところ、一部解除した場合、区画整理の換地の際に減歩され、残りの生産緑地が面積要件を欠く可能性が高いことがわかりました。設置されている牛舎と農機具置き場については、いずれにせよ、近いうちに撤去する予定で、それならば、この部分も引き続き生産緑地として耕作し納税猶予を受けようということになり、今回、適格者の証明願に至りました。願出者は、現在お一人で従事しているものの、長年農業経営を続けてきた方であり、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。報告は以上です。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第13「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第13「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手①について、住所はあきる野市、設定する土地は高月町の土地1筆、135㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は5年間。

貸し手②について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地2筆、計390㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は5年間。

貸し手③について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、181㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は5年間。

貸し手④について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、178㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は5年間。

借り手について、東京都の新規就農希望者経営計画支援会議で助言を受けた者、法人、所在地は上野町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は無し。主たる経営作物は野菜、マコモ、農業従事者は8人、農作業従事日数は年間240日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

6月19日、事務局とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人から、今後の作付け計画を伺いました。先ほど事務局の説明にもありましたが、借り手は福祉作業所を運営しており、障害者の就労や障害のある子どもたちへの農作業体験に力を入れています。無農薬による野菜栽培のため、経営として成り立つのかという心配もあるかと思いますが、この法人の取組に賛同するレストランがすべて購入してくれるそうです。あと、「マコモ」についてですが、昨年田んぼアートをやったやぐらの近くにも一部植わっていたかと思います。タケノコに似ていて、割と高く売れるそうです。今回ここかまどがマコモを栽培しようする場所は、現況が水田の2筆です。一

見ると水稲に良さそうに見えますが、水田地帯の隅にあたるところで、水が引かずコメに向かないため、長年耕作されずに放置されてきました。コメが作れるのであれば当然コメを作るべきですが、このような場所ですので、マコモをやってみるというのもいいのではないかと思います。今回は5筆、884㎡の利用権設定ですが、今後何筆か追加することになるかと思っています。非常にやる気のある若者たちです。行動力もあり、地元の農家との関係もいいと聞いています。高月地区には認定農業者が10人ほどいますが、認定農業者が多いと借りられる農地も少なくなるため、新規就農者は参入しづらい状況だと思います。仮に借りられる農地があったとしても、面積が小さかったり斜面地である場合が多いです。マコモの栽培は人手が必要となるため、大勢の人たちが関わることで耕作放棄地の解消や地域農業の活性化につながると思います。ぜひ高月地区の新規就農者として頑張ってくださいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。第13についてご質問はありませんか。

農業委員 農福連携の取り組みのひとつとして、応援していきたいと思っています。今後の参考のために確認をしておきたいのですが、世帯員や農業従事者、農業補助者の人数について教えてください。

事務局 農業専従者は農場長です。農業補助者は法人の支援員2人が主として農業に従事する者となります。10人の利用者のうち、5人が週に数回主体的に農作業に従事しているとのことでしたので、従として農業に従事する者に含めました。

農業委員 世帯員の2人は、農場長の世帯を指しているのですか。

事務局 今回は法人ですので、組織の業務の執行に関わる立場の方が2人いるということです。

農業委員 作業所が離れているため、送迎車での移動になると思いますが、駐車

場所やトイレ、脱衣所はどのように確保しているのですか。

農業委員 現在、高月町まで車で10分ほどの宮下町内に作業所を建てています。ここでは作業も休憩も可能です。高月町の農地で約2時間作業をして、宮下町の作業所に戻るようなイメージです。作業しやすい環境を整えることは大変重要です。高月町は水田があるため洗いものは可能ですが、駐車場や脱衣所、トイレの確保等は必要なものだと思います。

農業委員 宮下町に作業所があれば問題ないと思います。農業参入時の施設整備にログハウスとの記載がありますが、どこのことですか。

農業委員 宮下町の作業所のことです。

農業委員 作業所の設備が整っていることは分かりました。耕うん機や草刈機などの農機具を置いておくスペースが必要になると思いますが、農地の近くにあるのですか。

農業委員 近隣農家の協力により、当該地付近に簡易ビニールハウスを建てて農機具等を保管しています。必要な機械も借りられています。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第13については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第14「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第14「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は下恩方町、設定する土地は下恩方町の土地1筆、653㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は1年間。

借り手について、東京都の新規就農希望者経営計画支援会議で助言を受けた者、所在地は大楽寺町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は無し。主たる経営作物は養鶏、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間365日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 6月19日、推進委員、事務局、農林課とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける借り手から今後の作付け計画を伺いました。借り手はもともと市役所に勤務していましたが、長年の夢が捨てきれず平成25年に市役所を退職し、相模原市緑区で養鶏を始めました。市内に拠点を移そうと考えていたところ、知人が下恩方町の土地を提供してくれることになり、農地法の許可が必要であるとの認識がないまま、農地を譲り受ける約束をし、ビニールハウスを設置してしまいました。その後、農地法の許可が必要だということが分かり、違法状態を正すために、農業委員会や東京都農業会議に相談しました。八王子市内の養鶏農場で研修を受け、正式に新規就農者としてのお墨付きを得たことから、今回の利用権設定の手続に至りました。借り手としては、ゆくゆくは、当該農地の所有権を取得したいと考えています。しかし、新規就農者ですので、まずは1年間の貸借とし、自身の経営で、実績を上げた後に所有権移転を検討しようと考えています。今回借り受ける農地は1筆で、面積は653㎡です。養鶏及び野菜栽培用のハウスが1棟のほか、シイタケの菌床栽培用の小型のハウスが1棟建っていました。ハウスでは、養鶏のほか、コマツナの栽培を予定しています。ハウス以外の部分は草刈をした状態で、日中に鶏を放し

飼いにするスペースが確保されていました。また、ハウスの西側の一段高くなった部分では、もう1棟、シイタケの菌床栽培用のハウスを設置したいとのことでした。農業に従事するのは、通常湯原さん一人ですが、忙しい時期などには、ご家族や数人の養鶏仲間を手伝ってもらうとのことでした。養鶏ですので、鳴き声やにおいなど周囲への配慮が必要ですが、当該農地は住宅地から離れていますので、そうした心配はほとんどありません。法律の手続を経ないまま農地を利用したことについて、借り手は大変反省していました。そして、まじめに農業経営に取り組もうとする意欲が感じられました。当該農地はかつて遊休農地でした。恩方地区での新規就農事例がこのところいくつか出てきました。こうした方々によって遊休農地が再生され、恩方地区の農業が再び活気づくことを期待しつつ、地区担当委員として見守っていきたいと思います。報告は以上です。

- 議長 報告は終わりました。第14についてご質問はありますか。
- 農業委員 金額の設定はどうなっていますか。
- 事務局 使用貸借による権利の設定であるため、無償での貸し借りとなります。
- 議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第14については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第15「生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第15「八王子都市計画生産緑地地区内の農地等の認定について」
平成30年度の生産緑地地区の追加指定にあたり、都市計画課案内のもと、
現地調査を実施。申請のあった1件について説明。申請地は長房町にあ
る土地2筆。登記簿地目は畑、現況は畑。面積は合計656.69㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし
たいと思います。

推進委員

それでは、報告いたします。6月11日、事務局、都市計画課の担当と
ともに、現地にて申請者への聞き取りを行いました。申請者によると、
申請地の一部は平成28年まで砂利敷きの賃貸駐車場として使用して
いましたが、都営長房北団地の建替えなどで駐車場の需要が減少した
ため、平成29年中に砂利を除去し農地への再生を行ったということ
です。一旦駐車場となった農地ですが、都市計画課としては過去に転用
の届出が出ていなければ追加指定は可能だとのことでした。申請地は
北半分でトマト、南半分ではブルーベリーを栽培していました。写真
で分かるとおり、申請地全体が農地として非常にしっかりと管理され
ていました。「農地等」に該当するということが問題ないと思います。
報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、
進行します。お諮りします。

第15については、これを認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、認定することに決定しました。

第16「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報
告願います。

事務局

第16「農地の権利取得の届出について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第10番 有竹 満次 委員

第11番 菱山 史郎 委員

を指名します。よろしく申し上げます。以上をもちまして、平成30年度八王子市農業委員会第3回総会を閉会します。

《午後4時10分開会》